

会 議 録

会議の名称	令和4年度西東京市個人情報保護審議会（第3回）
開催日時	令和4年7月12日（火）午後2時から午後3時30分まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎4階 議会棟第3委員会室
出席者	（出席委員） 横道会長、大川委員、河野委員、茶谷委員、岡本委員 （事務局） 総務部長、総務部総務課法規文書担当課長、総務課法規文書係長、法規文書係主査、法規文書係主事 （欠席）濱野委員
議題	議題1 委嘱状の交付について 議題2 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例の整備について 議題3 その他
会議資料	資料1 （仮称）西東京市個人情報保護法施行条例等の概要について 資料2 （仮称）西東京市個人情報保護法施行条例等について
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>○事務局 ただいまから、令和4年度第3回西東京市個人情報保護審議会を開催する。はじめに、委嘱状の交付を行う。</p> <p>【市長から岡本委員に委嘱状の交付】 【市長退席】</p> <p>○会 長 続いて「議題2 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例の整備について」を議題とする。事務局からの説明を求める。</p> <p>【事務局から説明】</p> <p>○会 長 事務局からの説明に対し、質問等はあるか。</p> <p>○委 員 個人情報保護審議会委員と個人情報保護・情報公開審査会委員の人数は、それぞれ8人以内と5人以内とあるが、これは広い視野で多角的に検討が必要な個人情報保護審議会と、専門的な視野で時間をかけて判断をする個人情報保護・情報公開審査会の性質を考えると、妥当であるように思う。</p> <p>○会 長 現行もそれぞれ8人以内と5人以内なのか。</p> <p>○事務局 そのとおりである。</p> <p>○委 員 1,000人未満の個人情報を取り扱う事務においても独自で個人情報取扱事務登録簿を作成する旨を個人情報保護法施行条例（以下「施行条例」という。）上に規定することが可能か否か、個人情報保護委員会に確認したか。</p> <p>○事務局 施行条例上に規定することが可能な旨、個人情報保護委員会に確認済みであ</p>	

- る。
- 委員 今後は新個人情報保護法に基づいて運用することになると思うが、その上で、西東京市としては、新個人情報保護法に反しない範囲で、できる限り現行の水準を維持したいという意向なのか。
- 事務局 そのとおりである。
- 委員 パブリックコメント（以下「パブコメ」という。）では、現行の水準を維持する旨を分かりやすく説明するようにした方がいい。
- 事務局 承知しました。
- 委員 開示請求に係るコピー代や郵送代は、実費を徴収することだが、手数料自体は無料である旨は説明した方がいい。
- 事務局 承知しました。
- 委員 施行条例の適用は、西東京市の全ての機関に及ぶのか。
- 事務局 新個人情報保護法上、議会は法の適用対象外となるため、議会は、独自で条例を制定する予定である。
- 委員 国会や裁判所も新個人情報保護法の適用対象外なのか。
- 事務局 そのとおりである。国会や裁判所と同様、議会においても、自律的な対応の下、個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいことから、法が定める規律の適用対象とされない。
- 委員 外郭団体は、施行条例の適用範囲内か。
- 事務局 外郭団体は含まれない。外郭団体も独自で整理する必要がある。
- 委員 パブコメの資料では、議会は施行条例の適用対象外である旨記載した方がいい。
- 事務局 検討します。
- 委員 「現行の水準を維持するために個人情報保護制度の運用状況の公表等についても規定する予定」とあるが、具体例を教えて欲しい。
- 事務局 開示請求の件数等である。
- 委員 「予定」とはどういうつもりか。
- 事務局 まだ確定事項ではないので「予定」としている。
- 委員 経過措置をここまで細かく規定する必要はあるのか。
- 事務局 経過措置は、罰則と責務を主に規定している。余計な解釈が生まれるのを防ぐために細かく規定している。
- 委員 もっと抽象的に規定できないのか。
- 委員 誤解のないように規定したいという事務局の意図はよく分かる。確かに省きすぎて余計な解釈が生まれるのを防ぐ必要がある。
- 事務局 経過措置については、今後検討する。
- 委員 「個人情報取扱事務登録簿に記載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該事項を個人情報取扱事務登録簿に記載しないことができる」とはどういうことか。
- 事務局 保育園でアザのある子どもを虐待されている可能性がある子ども家庭支援センターに通報した場合、当該個人情報の収集方法は「保育園から収集」と事務登録簿に記載することとなる。ただ、保育園が通報した旨が公にされると、保育園と保護者の関係が悪くなるので、この事例においては「事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある」といえると考えている。
- 委員 個人情報取扱事務登録簿自体は公開するが、上記のようなセンシティブな内容は記載しないということか。

- 事務局 そのとおりである。
- 会 長 個人情報取扱事務登録簿は、現行の西東京市個人情報保護条例の何条に当たるのか。
- 事務局 西東京市個人情報保護条例第7条である。
- 会 長 「個人情報取扱事務登録簿に記載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該事項を個人情報取扱事務登録簿に記載しないことができる」の文言は、法律と同じ文言か。
- 事務局 そのとおりである。
- 会 長 それでは、次回の審議会までに、資料の修正を求める。
- 事務局 承知しました。
- 会 長 続いて「議題3 その他」を議題とする。事務局からの説明を求める。

【事務局から報告】

- 会 長 以上で本日の会議は閉会とする。